

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業 一時金の申請受付を5月22日（金）から開始します！

～申請期限は令和2年6月30日（火）まで～

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び地域の生活の基盤であり、地域コミュニティの核として市民生活を支えている商店街の支援のため、横浜市では、商店街等に対し、個々のニーズに応じて使い道が選択できる一時金を交付します。

新型コロナウイルス感染症対応商店街等活動支援事業について

1 制度の概要

交付対象者	市内商店街等（約300団体）
交付額	加盟店舗数に応じた一時金を交付（積算：「加盟店舗数×10万円」）
交付開始時期	令和2年6月から順次交付
一時金の使途	それぞれの商店街がニーズに応じて使途を決定し、必要な事業にご活用いただけます。 <使途の例> ・衛生用品の購入やテイクアウト・デリバリー事業、商品券発行、施設整備等の事業資金 ・新型コロナウイルス感染症収束後のイベントや割引セール等の実施等、来街誘客の事業資金 ・加盟店舗が新型コロナウイルス感染症に対応し、事業継続するための給付資金
申請受付期間	令和2年5月22日（金）～令和2年6月30日（火）※郵送受付

2 申請方法、お問合せ先

対象となる商店街には、申請書類及び記載にあたってのご案内をお送りしています。

◆一時金申請の流れや手続きは、横浜市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/covid-19/ichijikin.html>

◆申請にあたってのお問合せ先

横浜市 経済局商業振興課

TEL：045-671-3488 FAX：045-664-9533 E-mail：ke-syogyo@city.yokohama.jp

お問合せ先	
経済局商業振興課長	押見 保志 Tel 045-671-3488

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。